

厚生労働省発会0406第1号  
平成22年4月6日

各 部 局 長 殿

厚 生 労 働 大 臣  
( 公 印 省 略 )

### 公共調達適正化について

公共調達の適正化については、これまでに調達案件の事前及び事後の審査、随意契約及び競争入札に係る情報の公表などの実施により、競争性及び透明性の確保に取り組んでいるところである。

しかしながら、価格のみを基準とした一般競争入札（以下「最低価格落札方式」という。）を実施することが可能な場合であっても、技術的要素等を含めた評価を行い落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）を実施している例、再委託を行う理由が必ずしも合理的であるといえないような例などが残っていると指摘が依然としてなされている。

以上のことから、今般、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いを行うため、現在までに取り組んできた措置等も含め、公共調達の基本的な原則等について改めて通知するので、遺漏のないよう取り扱われたい。

### 記

- 1 すべての調達は、原則、価格のみを基準とした一般競争入札とすること。ただし、以下のものは除く。
  - (1) 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するもの。ただし、単に国内部

の事務の遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」があるとしてはならない。

- (2) 会計法第29条の3第4項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第102条の4第4号に列挙されているもの。ただし、「競争に付することが不利」であることを具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。
- (3) 秘密の保持が必要とされているもの。ただし予決令第99条第1号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるのは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。
- (4) 予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）ただし、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付することとしなければならない。
- (5) 次に掲げる競争性のない随意契約によらざるを得ないもの。

契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

- (イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
- (ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- (ニ) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

その他

- (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
- (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を

受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

- (ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
  - (ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
  - (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
  - (ハ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
- (6) 研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについて総合評価落札方式を行うもの。

2 最低価格落札方式によらずに総合評価落札方式、指名競争入札、随意契約を実施する場合は、公共調達委員会において、その理由を審査すること。また、最低価格落札方式の場合であっても、当該委員会において、仕様書等の内容を審査し特定の者に有利とならないよう徹底すること。

3 再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。
- (2) 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- (3) 会計法第29条の3第4項の規定に基づき「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約とする委託業務にあつては、再委託する業務内容が受託者を選定した際の理由（随意契約理由）と矛盾することのないよう十分考慮すること。
- (4) 独立行政法人、特例民法法人等が受託者となる場合は、行政との関係の透明性がより一層求められることから、再委託の必要性について慎重に判断すべきこと。
- (5) 委託契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

なお、2分の1を超える場合においては、各部局に設置した公共調達審査会において重点的に審査するため全件審議するとともに、厚生労働省公共調達中央監視委員会等の第三者機関においても審議するものとする。